



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則	行財政局総務課	1
告示	土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	3
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託	企画調整局デジタル戦略部	4
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	5
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	7
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の休止	福祉局くらし支援課	8
告示	指定納付受託者の指定	建設局自転車課	9
告示	放置自転車の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	10
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 神戸加古川姫路線)	建設局道路管理課	12
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(県道 神戸三田線)	建設局道路管理課	13
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 松が枝町49号線)	建設局道路管理課	14
告示	港湾施設の用途廃止	港湾局経営課	15
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	16
公告	市民公園の認定の廃止	建設局北建設事務所	17
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局まち再生推進課	18
公告	神戸港港湾計画の変更	港湾局港湾計画課	19
人事委員会	不利益処分に関する審査請求に関する規則等の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	21
人事委員会	職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	26
人事委員会	人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令	人事委員会事務局調査課	28

神戸市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第3号

神戸市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市行政手続条例施行規則（平成14年4月規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>（不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の公示による通知の方法）</u></p> <p><u>第3条 条例第14条第4項（同条例第21条第3項及び第28条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第14条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係</u></p>	

る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 行政庁の使用に係る電子計算機

に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自

動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第4条、第5条 [略]

第3条、第4条 [略]

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

神戸市告示第107号

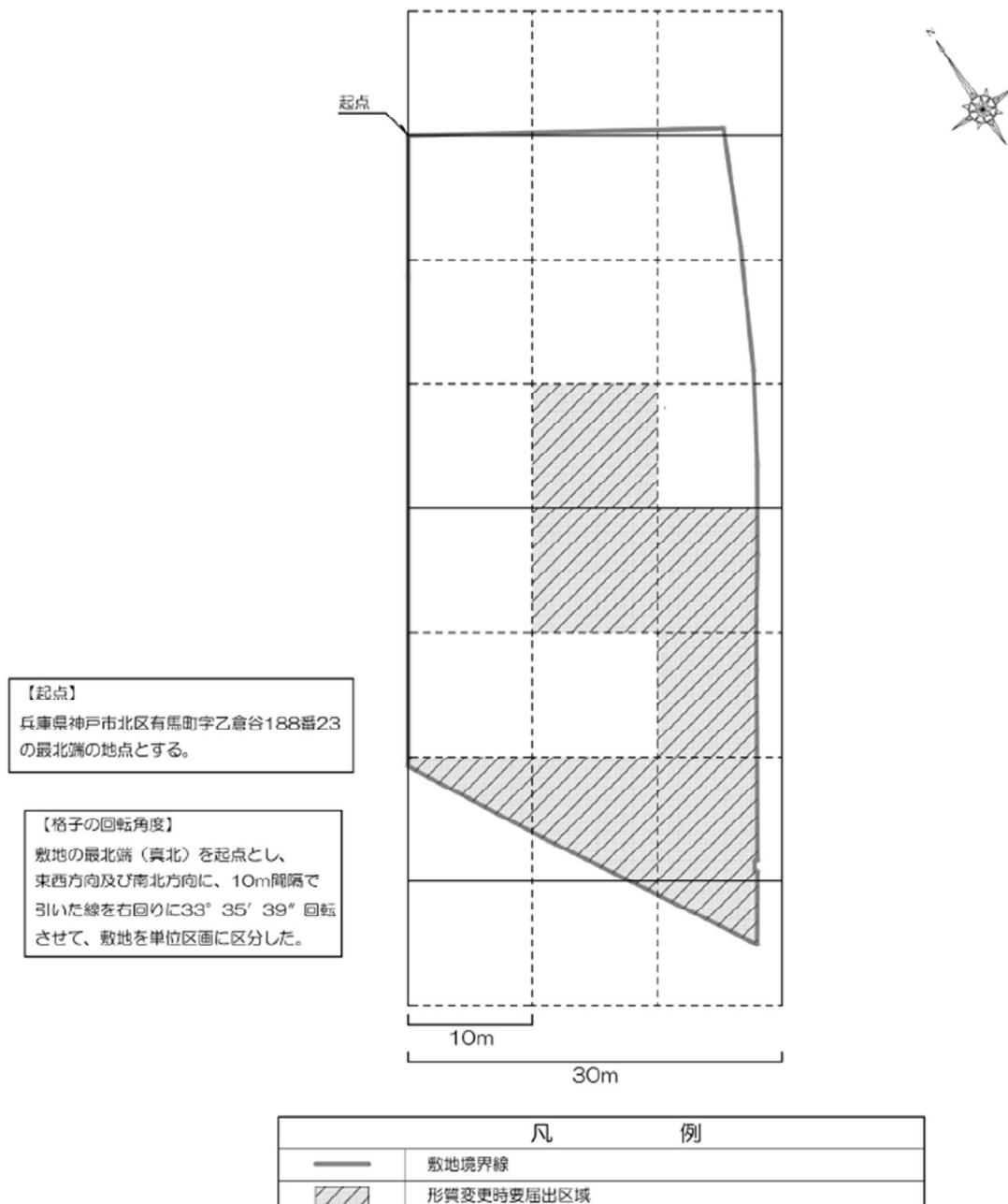
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年5月11日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定する区域
北区有馬町字乙倉谷188番23の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物

別図



神戸市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月19日

神戸市長 久元喜造

1 委託先（指定公金事務取扱者の指定を受けた者）

名称	所在地	代表者職氏名
神戸ハーバーランド株式会社	神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号	代表取締役社長 久戸瀬 修次

2 委託する公金事務の内容

以下に記載する施設使用料等収納事務

施設名	所在地
住之江公民館	東灘区住吉宮町 2-2-3
葺合公民館	中央区真砂通 2-1-1
清風公民館	中央区楠町 8-10-3
長田公民館	長田区四番町 4-51
南須磨公民館	須磨区青葉町 2-2-3
東垂水公民館	垂水区東垂水 1-1-1
玉津南公民館	西区玉津町上池 314
御影公会堂	東灘区御影石町 4-4-1

3 指定公金事務取扱者の指定年月日

令和8年4月1日

4 委託期間

令和4年11月16日から令和10年9月30日まで

令和8年5月19日 神戸市公報第3963号

神戸市告示第110号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年5月19日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
岡田耳鼻咽喉科	神戸市北区藤原台中町1丁目2番1号	令和8年4月1日
やまね小児科	神戸市北区藤原台中町1丁目2番1号	令和8年4月1日
あい歯科	神戸市兵庫区浜崎通3番15号	令和8年4月1日
ユタカ調剤薬局生田川店	神戸市中央区日暮通6丁目4番13号	令和8年4月1日
なごみ薬局	神戸市東灘区本山北町3丁目7番7号	令和8年4月1日
セレン薬局	神戸市中央区楠町7丁目5番2号	令和8年4月1日
神戸スイミー皮膚科美容外科	神戸市中央区相生町3丁目1番2号	令和8年4月1日
看護クラーク神戸垂水	神戸市垂水区小束台868番1129	令和8年4月1日
訪問看護ステーションはくとふる神戸垂水	神戸市垂水区北舞子4丁目7番35号	令和8年4月1日
つかざき整形外科・皮膚科クリニック	神戸市東灘区深江北町4丁目10番13号	令和8年5月1日
羽衣訪問看護ステーション東灘	神戸市東灘区甲南町3丁目9番16号	令和8年5月1日
そうし内科・リウマチ膠原病クリニック	神戸市灘区友田町3丁目6番4号	令和8年5月1日
医療法人燦崇会 神戸みかた だいかなもりクリニック	神戸市西区美賀多台3丁目5番地4	令和8年5月1日
いぶきの杜薬局	神戸市西区櫛谷町友清字宮下22番地1	令和8年5月1日
町のかかりつけクリニック	神戸市北区西大池2丁目26番2号	令和8年4月1日

てい消化器・肝臓内科クリニック	神戸市長田区日吉町3丁目1番28号	令和8年5月1日
神戸すごうクリニック	神戸市長田区大橋町10丁目1番27号	令和8年4月1日
サンドラッグ長田神社前薬局	神戸市長田区六番町8丁目3番2号	令和8年5月1日
スギ薬局 マルアイ長田店	神戸市長田区川西通2丁目21番地	令和8年5月1日
ナガタ薬局新長田店	神戸市長田区日吉町3丁目1番28号	令和8年5月1日
小東山クリニック	神戸市垂水区小東山2丁目1902番地160	令和8年5月1日
小東山ほし薬局	神戸市垂水区小東山2丁目1902番地158	令和8年5月1日
神戸駅前歯科	神戸市中央区相生町4丁目6番11号	令和8年5月1日
やまなか内科・内視鏡クリニック	神戸市東灘区深江北町4丁目10番13号	令和8年5月1日
脳神経内科みやもとクリニック	神戸市東灘区深江北町4丁目10番13号	令和8年5月1日
阪神調剤薬局 深江北店	神戸市東灘区深江北町4丁目10番1号	令和8年5月1日
プラザ薬局 本山店	神戸市東灘区本山中町1丁目11番8号	令和8年5月1日
八田皮フ科・内科	神戸市須磨区平田町3丁目4番3号	令和8年3月1日

神戸市告示第111号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年5月19日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
浜田医院	神戸市長田区大橋町10丁目1番27号	令和8年3月31日
坂口クリニック	神戸市中央区元町通4丁目3番16号	令和8年3月31日
K I T Aクリニック	神戸市中央区元町通2丁目9番1号	令和8年3月31日

神戸市告示第112号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定医療機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和8年5月19日

神戸市長 久元喜造

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休止年月日
みわ小児科	神戸市東灘区御影中町1丁目7番20号	令和8年4月1日

神戸市告示第113号

地方地自法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月19日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
アマノ株式会社
神奈川県横浜市港北区大豆町275番地
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入
キャッシュレス決済を利用して納付する神戸市立神戸駅前自転車駐車場における使用料
- 3 指定納付受託者の指定をした日
令和8年5月1日

神戸市告示第114号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条、第12条第2項、第23条の2及び第23の3の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月19日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
 - (1) 西部保管所・西代保管所
 - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。
 - (2) 名谷保管所
 - ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。
（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
須磨区西落合6丁目1番名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年4月7日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和8年4月8日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 17台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 12台 原動機付自転車 0台	令和8年4月9日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和8年4月14日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和8年4月15日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和8年4月16日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年4月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和8年4月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 20台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和8年4月22日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和8年4月23日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年4月24日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 0台	令和8年4月25日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 17台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年4月28日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年5月20日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年6月2日まで一般の縦覧に供する。

令和8年5月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	神戸加古川 姫路線	神戸市西区学園東町9丁目 5番地先地先から	新	156.50	最大 28.40 最小 15.62
		神戸市西区学園東町9丁目 5番地先まで	旧	156.50	最大 19.70 最小 6.80

神戸市告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年5月20日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年6月2日まで一般の縦覧に供する。

令和8年5月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
県道	神戸三田線	神戸市北区有野町有野字川 下3493番3地先から 神戸市北区有野町有野字川 下3494番1地先まで	新	32.00	最大 27.00 最小 14.20
			旧	32.00	最大 22.00 最小 8.60

神戸市告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和8年5月20日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年6月2日まで一般の縦覧に供する。

令和8年5月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	松が枝町49号線	神戸市北区松が枝町3丁目24番1地先から 神戸市北区松が枝町3丁目26番2地先まで	242.50	6.00

神戸市告示第118号

次の港湾施設について、令和8年5月19日をもって、用途を廃止する。

令和8年5月19日

神戸市長 久 元 喜 造

名 称	位 置	規 模
兵庫突堤地域 ふ頭用地	神戸市兵庫区築地町	2 7 1 1 . 5 9 m ²

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年5月19日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	西	平野町向井	東谷	644番2のうち 別図の斜線部分	1,213㎡のうち 113㎡	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	西	神出町宝勢	上場中 筋	3319番のうち 別図の斜線部分	2,263㎡のうち 67㎡	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
		神出町宝勢	上場中 筋	3320番のうち 別図の斜線部分	2,236㎡のうち 87㎡	

別図は省略する。

神戸市公告

市民公園の認定を取り消したので、神戸市市民公園条例施行規則（昭和51年6月8日規則第55号）第15条第2項の規定により、神戸市市民公園条例（昭和51年4月1日条例第16号）第20条第3項において準用する条例第13条第2項の規定により公告します。

令和8年5月19日

神戸市長 久 元 喜 造

1 市民公園の名称及び所在地

名称	春日橋市民公園
所在地	神戸市北区道場町生野武庫川河川敷地

2 認定取消しの年月日

令和8年5月19日

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局まち再生推進課窓口において一般の縦覧に供します。

令和8年5月19日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
和田興産株式会社 代表取締役 溝本 俊哉
神戸市中央区栄町通4丁目2番13号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社大土呂巧建築設計事務所 大土呂 巧
神戸市中央区明石町48番地
078-331-5405
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市兵庫区水木通1丁目4-1、4-2、4-59
 - (2) 敷地面積 約1,316平方メートル
 - (3) 建築面積 約 715平方メートル
 - (4) 延べ面積 約9,246平方メートル
 - (5) 高さ 約60.0メートル
 - (6) 構造 RC造
 - (7) 階数 地上20階、地下1階
 - (8) 建物用途 共同住宅
- 4 市民等に対する説明会の開催日時及び場所
令和8年5月28日（木） 18時00分から
神戸市兵庫区荒田町1丁目2-1-1 兵庫区役所 2階 大会議室
- 5 縦覧の期間
令和8年5月19日から令和8年6月1日まで

神戸市公告

神戸港港湾計画について、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第6項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたので、同条11項の規定によりその概要を次のとおり公告します。

令和8年5月19日

神戸港港湾管理者 神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造

1 神戸港港湾計画の変更に関する事項

神戸港港湾計画の変更に関する事項は、次のとおりです。

(1) マリーナ計画

ア 防波堤

地区名	延長(m)	備考
新港突堤西地区	201	

イ 小型栈橋

地区名	基数(基)	備考
新港突堤西地区	1	

(2) 港湾環境整備施設計画

地区名	面積(ha)	備考
新港突堤西地区	9	緑地
神戸空港地区	8	緑地

(3) 土地利用計画

地区名	土地利用面積(ha)	備考
兵庫ふ頭地区	13	埠頭用地
	42	港湾関連用地
	47	工業用地
	9	都市機能用地
	1	緑地
新港突堤西地区	14	埠頭用地
	16	港湾関連用地
	6	交流厚生用地
	3	都市機能用地
	10	緑地
神戸空港地区	4	埠頭用地
	9	港湾関連用地
	16	工業用地
	14	都市機能用地
	214	交通機能用地
	16	緑地

(4) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

新港突堤西地区において、利用形態の見直しの検討が必要な区域を変更する。

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

神戸市中央区港島中町4丁目1番1号

神戸市港湾局港湾計画課

不利益処分に関する審査請求に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

神戸市人事委員会
委員長 福井 誠

神戸市人事委員会規則第1号

不利益処分に関する審査請求に関する規則等の一部を改正する規則

(不利益処分に関する審査請求に関する規則の一部改正)

第1条 不利益処分に関する審査請求に関する規則(昭和38年9月人委規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(文書の送付)</p> <p>第20条 文書の送付は、使送又は郵送によって行う。</p> <p>2 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p>	<p>(文書の送付)</p> <p>第20条 文書の送付は、使送又は郵送によって行う。</p> <p>2 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、<u>人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨を神戸市役所の掲示場に</u></p>

掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過した時に、当該文書がその者に到達したものとみなす。

3 前項の公示の方法による通知は、人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨（以下「公示事項」という。）を行政手続条例施行規則（平成14年4月規則第4号）第3条に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を神戸市役所の掲示場に掲示し、又は公示事項を神戸市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（神戸市職員退職手当金条例第16条第2項の規定による意見陳述の機会に関する規則の一部改正）

第2条 神戸市職員退職手当金条例第16条第2項の規定による意見陳述の機会に関する規則（平成21年12月人委規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線部分（以下第1号及び第2

号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(意見陳述の機会の通知の方式)</p> <p>第3条</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 人事委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、当事者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに人事委員会</u> <u>が同項各号に掲げる事項を記載した</u> <u>書面をいつでもその者に交付する旨</u></p>	<p>(意見陳述の機会の通知の方式)</p> <p>第3条</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 人事委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに人事委員会</u> <u>が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を神戸市役所の掲示場に掲示することによって行うことができる。</u> <u>この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過した時に、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

（以下「公示事項」という。）を行政手続条例施行規則（平成14年4月規則第4号）第3条に定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を神戸市役所の掲示場に掲示し、又は公示事項を神戸市役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（続行期日の指定）

第15条

1～2 [略]

3 第3条第3項および第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同条第4項中「当該措置を開始した日から2週間を経過したとき」とあるのは「当該措置を開始した日から2週間を経過したとき（同一

（続行期日の指定）

第15条

1～2 [略]

3 第3条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過した時」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過した時（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降

の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

神戸市人事委員会
委員長 福井 誠

神戸市人事委員会規則第2号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年2月人委規則第2号）について、一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（職務に専念する義務の免除を受け ることができる場合）</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を 免除される場合は、次の各号に掲げ る場合とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u>等として国会、裁判 所、地方公共団体の議会その他の官 公署へ出頭する場合</p>	<p>（職務に専念する義務の免除を受け ることができる場合）</p> <p>第2条 職員が職務に専念する義務を 免除される場合は、次の各号に掲げ る場合とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 裁判員、証人、鑑定人、参考人 等として国会、裁判所、地方公共団 体の議会その他の官公署へ出頭す る場合</p>

(7)～(24) [略]

(7)～(24) [略]

附 則

この規則は令和8年6月1日から施行する。

人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和8年5月19日

神戸市人事委員会
委員長 福井 誠

神戸市人事委員会訓令甲第1号

人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令

人事委員会委員長及び事務局長等専決規程（昭和49年6月人委訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（委員長の専決事項）</p> <p>第2条 委員長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号。以下「市長専決規程」という。）別表第1に定める副市長の決裁区分に属する事項に関すること。</u></p> <p>(2) [略]</p>	<p>（委員長の専決事項）</p> <p>第2条 委員長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>別表に定める委員長の決裁区分に属する事項に関すること。</u></p> <p>(2) [略]</p>

(事務局長の専決事項)

第3条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 市長専決規程に規定する次に掲げるものの例による。

ア 局長共通専決事項

イ 行財政局長専決事項のうち、別表第1に定める行財政局長の決裁区分に属する事項に関すること。

ウ 副局長共通専決事項

エ 部長及び室長共通専決事項

(2)～(34) [略]

(事務局長の専決事項)

第3条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 別表に定める事務局長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2)～(34) [略]

(35) 出版物の刊行に関すること。

(36) 重要でない次の事項に関すること。

ア 訓令乙その他これに類するものの示達

イ 告示、公告、公表、公示、送達その他公示

ウ 照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等

(37) 公文書の公開に係る重要な事項に関すること。

(38) 個人情報の開示、訂正、削除その他個人情報の保護に係る重要な事項に関すること。

(課長の専決事項)

第4条 課長共通の専決事項は、市長専決規程に規定する課長共通専決事項の例による。ただし、次項に掲げるものを除く。

(39) その他前各号に準ずる事項及びその他重要でない事項に関すること。

(課長共通の専決事項)

第4条 課長の共通専決事項は、次のとおりとする。

(1) 別表に定める課長共通の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) 公簿の閲覧に関すること。

(3) 公文書の公開に係る軽易な事項に関すること。

(4) 個人情報の開示、訂正、削除その他個人情報の保護に係る軽易な事項に関すること。

(5) 既発行証書類の再発行に関すること。

(6) 軽易定例な次に掲げる事項に関すること。

ア 告示、公告、公表、公示、送達
その他公示

イ 照会、回答、通知、届出、申請、
申告、報告、進達、副申、通達等

ウ 諸証明

(7) 保存期間満了文書の廃棄決定に関すること。

2 調査課長の専決事項は、市長専決規程に規定する次に掲げるものの例による。

(1) 別表第1に定める課長共通の決裁区分に属する事項に関すること
(服務に関することを除く。)

(2) 別表第1に定める人事課長の決裁区分に属する事項に関すること。

(専決事項の特例)

第5条 この訓令に定める専決事項であつても、次の各号のいずれかに該当するものは、その内容及び性質に応じ、事務局長にあつては委員会の、

(8) 市外通話に関すること。

(9) 前各号に準ずる事項に関すること。

(調査課長の専決事項)

第5条 調査課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 別表に定める調査課長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) 前号に準ずる事項に関すること。

(財務関係事務)

第6条 財務関係の事務に関しては、神戸市長の権限に属する事務の専決規程の例による。

(異例なもの等に関する特例)

第7条 この訓令に定める専決事項であつても、規定の解釈上疑義あるもの又は異例若しくは重要と認められるものについては事務局長にあつて

課長にあつては事務局長の決裁を受けるものとする。

(1) 内容が異例であり、又は重要な先例になると認められる事項

(2) 内容に疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められる事項

第6条 この訓令に定める専決事項であつても、軽微な照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、通達、副申、諸証明等に関する事項は、所管事務に従事する職員のうち下位の者に専決させることができる。

は委員会の、課長にあつては事務局長の決裁を受けなければならない。

別表

人事関係事務

決裁区 分 決 裁 事 項	委員 分 長	事務 局 長	調 査 課 長	課 長 共 通	備 考
任用（補 職 を 含 む）	—	行 政 職 4 級 以 下 （ 相 当 職 を 含 む。） の 職	会 計 年 度 任 用 職 員	—	

			員		
退職	二	行政	会計	二	
		職 4	年度		
		級 以	任用		
		下	職員		
		(相			
		当職			
		を含む。			
		の職			
		員			
給料等・報酬	決定	局長	部長	係長	一
			及び	以下	
			課長		
					行財政
					局にお
					いて処
					理する
					事務を
					除く。
支給	二	二	全職	二	行財政
			員		局にお
					いて処
					理する
					事務を
					除く。
手当	認定	一	特殊	全職	一
			なも	員	
			の	(特	
				殊な	
				もの	
					行財政
					局にお
					いて処
					理する
					事務を

す る 報 酬 ・ 費 用 弁 償 を 含 む 。			を 除 く。)		除く。
	支給	二	全職	一	行財政 局にお いて処 理する 事務を 除く。
休 職	専従休	二	二	二	一
その他	課長	係長	一	二	一
		以下			
服 務	休暇の 付与	一	課長	一	係長
			以上		以下
欠 勤 承 認	局長	部長	一	係長	部長及 び課長 の長期 にわた るもの は委員 会の承 認を受 けるこ と。
		及び 課長		以下	

	勤務命 令（時 間外、 休暇 等）	課長	係長 以下	
	旅行命 令	課長 以上	係長 以下	旅費の 支給を 受ける もの は、調 査課長 に合議 するこ と。海 外旅行 につい ては、 局長決 裁とす ること と。
	職務専 念義務 の免除	課長 以上	係長 以下	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。